

学校運営ガイドライン

長岡京市教育委員会

令和5年3月23日
(令和4年12月13日版より改訂)

1. 基本的な感染症対策の実施

(1) 感染源を絶つ

- ①発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合等には登校しないことの徹底
- ②登校時の健康状態の把握

(2) 感染経路を絶つ

- ①手洗い
- ②咳エチケット
- ③清掃・消毒

(3) 抵抗力を高める

- ①十分な睡眠
- ②適度な運動
- ③バランスのとれた食事

2. 集団感染のリスクへの対応

- (1)「密閉」の回避（換気の徹底）
- (2)「密集」の回避（身体的距離の確保）
- (3)「密接」の場面への対応（マスク等の対応）

3. マスク着用の考え方について

- (1) 児童生徒及び教職員については、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とする。
- (2) ただし、校外学習等で、混雑した電車やバスを利用する場合や医療機関や高齢者施設等を訪問する場合等は、児童生徒及び教職員についてもマスクの着用を推奨する。
- (3) 新型コロナウイルス感染症に限らず、季節性インフルエンザ等も含めて、感染症が流行している場合等には、教職員がマスクを着用する又は児童生徒に着用を促すこともある。(ただし、マスクの着用を強いることはしない。)
- (4) 基礎疾患がある等様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由により着用できない児童生徒もいること等から、学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにする。児童生徒の間でもマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導を行う。

4. 具体的な感染症予防対策等について

上記1～3及び活動場面ごとの具体的な感染症予防対策等については、

文部科学省『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル』
(2023.4.1 Ver9)』

に則って実施します。

5. その他 学校生活

(1) 教科

- ・学校教育活動の中で「感染リスクが比較的高い学習活動」（下記参照）の実施に当たっては、活動の場面に応じて、「十分な換気をする。」「グループワークは少人数で実施し、大声での会話を控える。」「器具や用具等を使用する活動については、配置場所や使用順を工夫し、身体的距離を確保する。」等の一定の感染症対策を講じる。（部活動等においても同様の扱いとする。）

「感染リスクが比較的高い学習活動」

- ◇【各教科等共通】「児童生徒が対面形式となるグループワーク等」「一斉に大きな声で話す活動」
- ◇【理科】「児童生徒がグループで行う実験や観察」
- ◇【音楽】「児童生徒が行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の演奏」
- ◇【図画工作、美術、工芸】「児童生徒が行う共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ◇【家庭、技術・家庭】「児童生徒がグループで行う調理実習」
- ◇【体育、保健体育】「児童生徒が密集する運動」「組み合ったり接触したりする運動」

(2) 給食

- ・給食の際は、飛沫を飛ばさないよう大声での会話を控える。
- ・座席配置の工夫や適切な換気の確保等の措置を講じる。
- ・配膳台は事前に消毒をする。
- ・児童生徒は、石けん等を使って手を洗う。
- ・配膳方法については、密集しないように工夫する。

参考資料

- ・新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための換気の徹底及びその効果的な実施について
【文部科学省（令和4年9月2日）】
- ・「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等について
【文部科学省（令和4年11月29日）】
- ・新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について
【文部科学省（令和5年3月17日）】
- ・学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2023.4.1 Ver9）
【文部科学省（令和5年4月1日）】

※ ガイドラインは状況等に応じて改訂を行うものとする。